

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年12月6日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳		2市6町3村 ^{※1}	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 ^{※2}	2市6町3村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
穀類	くさてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
たらのめ(野生のものに限る。)		福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
ふきのとう(野生のものに限る。)		福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
こしあぶら		福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
ぜんまい		二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
わらび		福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
ウメ		福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
ユズ		福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
クリ		二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
キウイフルーツ		相馬市、南相馬市	—
雑穀	大豆	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
米(平成24年産)		※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち壩ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{※4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※5}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{※6}
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、原町区(高村山字吹屋、原町区高倉山字七曲、原町区高倉山字赤木林、原町区馬場五丁目、原町区馬場字五郎、原町区馬場字八郎、原町区馬場字薬師、原町区片倉字行津及び原町区大原と城都の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る)、葛糸町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助原、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、川俣町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、楢葉村及び飯舘村

※3 福島県広野町、楳葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町栗原、常葉町山並びに市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字宇賀室、原町区高倉字崖崩、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五山、原町区馬場字二橋、原町区馬場字葉師原、原町区片倉字宇津井字大屋宇和田城並びに市内有林磐梯森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市・渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川村、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(閑ノ下、松川橋、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町代代田(北・東・西及び新堀ノ内に限る。)、旧掛田町(笠山町山野川ノ内に限る。)、旧柱桟木(保原町所沢(明神内田、久保田、田中内、西郡山、官曾、町原、河原田、東深町、西深町及び東入戸に限る。)及び保原町柱木(挾田、平、宮内、前田、稻荷、福寿寺、沙子及び上ノ台に限る。))、旧坂本村(梁川町大窓・笛置、清水、清水沢、松平、久保、棚原、里ヶキ、山口、宝木、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田村(梁川町細谷に限る。)、旧石芦村、旧上保原村、旧壹山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)、二本松市(旧洪川村(荒浜川及び米津に限る。)、旧岳下村、旧小浜村、旧盐泽村、旧木井村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧畠久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(白飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢村町の区域に限る。)、大玉村(玉井村の区域に限る。)

※4 アイナ、アガルレイ、アカシタビラム、イカナゴ(稚魚を除く。)、インガレイ、ウスマベラ、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クドロイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサウイグ、シリメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサク、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガング、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラサイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請
*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月6日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、 広瀬川(支流を含む。) 及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉 クマの肉	全域	
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
水産物	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月期未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年12月6日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年12月6日現在

福島県		出荷制限
原乳		H23.3.21～: 下記の地域以外。 H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町。 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡山市、郡上市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市。 H23.3.21～4.21解除: 福島市、新地町。 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（鹿島地区のうち、烏原、大内、川子及び塙崎を除くに限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、矢吹町、西郷村、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.21～: 下記の地域以外。 H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村。 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村。 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～: 下記の地域以外。 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村。 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村。 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	その他すべて	H23.3.23～: 下記の地域以外。 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村。 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～: 下記の地域以外。 H23.3.23～4.27解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、瑞穂町、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村。 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～: 下記の地域以外。 H23.3.23～4.27解除: 白河市、天栄村、磐梯町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、瑞穂町、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村。 H23.3.23～6.15解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び大玉村、 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
カブ		H23.3.23～: 下記の地域以外。 H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村。 H23.3.23～5.25解除: 新地町、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
野菜類		H23.3.23～: 下記の地域以外。 H23.3.23～5.4解除: 伊達市、本宮市、郡見町、川俣町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川俣町、高尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町。 H23.3.23～6.15解除: 本宮市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
原木しいたけ(露地栽培)		H23.4.12～: 本宮市 H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.10.18～: 本宮市 H23.10.19～: いわき市 H23.10.19～: 平田村 H23.7.22～: 新地町 H23.7.19～9.7解除: 本宮市 H23.11.14～: 川俣町
原木ナメコ(露地栽培)		H23.10.31～: 相馬市、いわき市 H23.9.6～: 棚倉町、古殿町（※看板樹に属する野生キノコに限る） H23.9.15～: 福島市、喜多方市、郡見町、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、湯川村、中島村、鮫川村。 キノコ類(野生のものに限る。) H23.10.18～: 喜多方市 H24.4.15～: 昭和村 H24.10.18～: 金津坂下町、北塩原村
		H23.5.5～: 伊達市、相馬市、三春町 H23.5.19～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.19～: 平田村 H23.5.8～6.8解除: いわき市 H24.4.4～: 天栄村 たけのこ H23.5.13～6.21解除: 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 わさび(畑において栽培されたものに限る。) H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H23.5.0～: 福島市、桑折町、郡見町、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、湯川村、中島村、鮫川村。 くさでつ(ごみ) H23.6.2～: いわき市、伊達市、桑折町 H23.6.2～: 二本松市、伊達市 たらのめ(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.15～: 田村市、古殿町 H24.5.10～: 二本松市、大玉村 H24.5.11～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 ふきのとう(野生のものに限る。) H24.4.10～: 伊達市、桑折町、郡見町 H24.5.2～: 福島市、二本松市 こしあぶら H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町、矢吹町、西郷村、鶴川村、鶴見町、田村市、白河市、喜多方市、郡見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、湯川村、中島村、鮫川村。 ぜんまい H24.5.10～: いわき市、二本松市 H24.5.15～: 三春町 H24.5.17～: いわき市、福島市、川俣町 わらび H24.5.10～: 喜多方市、福島市、川俣町 H24.6.6～: 国見町 H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市 ユズ H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町 H24.1.10～: いわき市 クリ H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 H24.10.12～: いわき市 ウメ H23.6.2～: 南相馬市 H24.6.6～: 国見町 H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市 ユズ H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町 H24.1.10～: いわき市 クリ H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 H24.10.12～: いわき市 キウフルーツ H23.12.6～: 相馬市、南相馬市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年12月6日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成24年12月6日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、南上市	
	H24.10.30～: 青森市	
水産物 マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも灯台群巣崎灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限
たけのこ 原木(りげき)(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.20～: 大船渡市、住田町	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～: 一関市、能石町、奥州市、平泉町、大船渡市 花巻市、北上市、盛岡市、七ヶ宿町、山田町 H24.5.10～: 花巻市	
野菜類 原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、釜石市 H24.10.23～: 釜石市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.11～: 一関市、能石町、奥州市、平泉町 H24.10.18～: 釜石市 H24.11.2～: 奥州市 H24.10.18～: 釜石市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.11.7～: 釜石市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～: 原州市、花巻市 H24.5.14～: 岩手市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.18～: 住田町	
こあぶら	H24.5.18～: 岩手市 H24.5.19～: 一関市、奥州市 せり(野生のものに限る。)	
せんまい	H24.5.18～: 岩手市 H24.5.19～: 住田町	
わいが(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 岩手県、能石町、釜石市 H24.11.3～: 水沢市、(旧庄内町の区域に限る。)、二戸町(旧大船渡町の区域に限る。)	
殺虫剤 ソバ	H24.11.30～: (旧庄内町の区域に限る。)	
スズキ		
クロダイ	H24.11.8～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 釜井川(支流を含む。)、雄物川(支流を含む。)、水沢川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.11～: 当手川内の大川(支流を含む。)また当手川内の土川上から四十石田ダムの下流(支流を含む。)、雄物川の上流、利根ダムの上流及び厚岸地ダムの上流を除く。 H24.6.12～: 気仙川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(魚の定める出店、営業方針に基づき管轄される牛を除く。)	
肉 カマの肉	H24.9.10～: 金城	
シカの肉 ヤマツリの肉	H24.7.29～: 金城 H24.10.32～: 金城	
宮城県		出荷制限
たけのこ	H24.6.1～: 白石市、丸森町 H24.6.19～: 瑞穂市 H24.6.25～: 白石市、角田市 H24.8.5～: 仙台市、柴田郡、栗原市 H24.9.15～: 厚生町 H24.4.5～: 亘田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 瑞穂市 H24.4.19～: 石巻市 H24.20～: 大崎市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大河原町、東松島市 H24.8.9～: 色麻郡 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町	
野菜類 原木しいたけ(露地栽培)	H24.10.18～: 岩瀬郡、大崎市 H24.5.19～: 大崎町、栗原市 (ささてつごみ)	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.8～: 岩瀬郡 H24.5.9～: 仙台市、栗原市 こあぶら	
せんまい	H24.5.11～: 大崎市、栗原市 H24.5.17～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 仙台市、鳴子町 H24.6.17～: 大崎郡	
殺虫剤 ソバ	H24.11.18～: 東原市(旧金谷村の区域に限る。)	
クロダイ	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.11.8～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.5.25～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガシフグ	H24.5.2～H24.8.3解説: マダラ(うち重宝が1キログラム未満のものに限る。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内(阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎市の大余ダムより上流(支流を含む。)また名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三派川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び川原川(支流を含む。)ただし、鳴川及びその支流並びに源川4号発電の上流を除く。 H24.5.29～: 河口付近のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二派川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。) H24.5.30～: 河口付近のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二派川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)	
ウグイ	H24.4.20～: 仙台市内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.5.18～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(魚の定める出店、営業方針に基づき管轄される牛を除く。)	
肉 イシシの肉	H24.6.22～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 金城(上記地を除く。)	
カマの肉	H24.6.25～: 金城	
山形県		出荷制限
肉 カマの肉	H24.9.10～: 金城	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解説: 全域	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解説: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解説: 北茨城市、常総市、鉾田市	
カキナ	H23.3.21～4.17解説: 全域	
バセリ	H23.3.23～4.17解説: 全域	
タケノコ	H24.4.4～: 蕨泽市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、鹿嶼郡、茨城市、守谷市、東茨城郡、稟町、行方町、猿島郡、小堀玉市 H24.4.19～: ひたちなか市、那珂市、猿島郡、行方町、猿島郡、小堀玉市 H24.10.14～: ひたちなか市、那珂市、猿島郡、行方町、猿島郡、小堀玉市 H23.11.10～: 茨城市、守谷市、猿島郡、小堀玉市 H24.4.8～: 常総市、笠間市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.8～: 常総市、笠間市、守谷市、つくばみらい市	
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市、鉾田郡、猿島郡 H24.5.14～: 土浦市、鉾田市、猿島郡	
こあぶら	H24.5.2～: 立石市、霞ヶ浦大気汚染地帯(他のものに限る。)	
イガ(レイ)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シメバepar	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マラフ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～: 霞ヶ浦大気汚染地帯(他のものに限る。)我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上当手宮城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上茨城県福島県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカマスマ(稚螺を除く。)	H24.4.17～: 境ヶ崎、北条及び外洋連絡船びにこれらの避難所に進入する河川並びに常総利根川(稚螺を除く。)	
ギンブナ	H24.4.17～: 境ヶ崎、北条及び外洋連絡船びにこれらの避難所に進入する河川、常総利根川並びに茨城県内の利根川(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.7～: 境ヶ崎、北条及び外洋連絡船びにこれらの避難所に进入する河川、常総利根川並びに茨城県内の利根川(支流を含む。)	
肉 イシシの肉	H23.12.2～: 金城 H23.8.1～: 金城(魚の定める出店、検査方に基づき管轄されるイシシの肉を除く。)	
茶	H23.6.2～: 以下の地域以外 H23.3.2～19.1解説: 吉川市、茨城市、坂東市、八代町、明星町 H23.8.2～24.4.5解説: 大子町、常総市 H23.8.2～H24.4.30解説: 佐和町、那珂市、常総市 H23.6.2～H24.6.5解説: 鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解説: 日立市 H23.6.2～H24.9.12解説: ひたちなか市 H23.6.2～H24.10.11解説: つくば市	

*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年12月6日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除、那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～7.28解除、全県	
カキナ	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、猿毛町、那珂川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.8～：大田原市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須烏山市	
タケノコ	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.5.10～：那須市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.15～：那須塩原市、佐野市 H24.4.16～：那須塩原市、さくら市、宇都宮市、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、佐野市 H24.4.12～：日光市、那須市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：那木市、壬生町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市	
野菜類	H24.3.29～：那須塩原市、佐野市 H24.4.1～：那須市、宇都宮市、佐野市、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：那須市、佐野市、日光市、佐子町、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：那木市、壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.1.17～：那須市、矢板市 H23.1.18～：那須市、矢板市、那須塩原市 H23.11.14～：那須市、佐野市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.1.18～：宇都宮市 H24.1.19～：塙谷町 H24.1.18～：壬生町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.28～：佐野市 H24.11.1～：那須市 H24.1.18～：那須町 H24.11.19～：那須烏山市	
くさでつ(ごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須烏山市 H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～：那須市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～：那須市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。)	
こしあら(野生のものに限る。)	H24.5.1～：さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.2～：那須塩原市	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。)	
たらの(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.8.17～：大田原市、那須市 H24.8.14～：那須塩原市、那須町	
クリ	H24.8.18～：大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ワグイ(養殖を除く。)	H24.8.10～：那須県内の荒島川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、荒川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.10～：水野川(支流を含む。) H24.8.10～：那須県内の荒島川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.9.28解除、大井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除、荒井川(支流を含む。)
牛の肉	H23.8.2～：金城	
肉	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉	H23.12.2～：金城 H24.10.10～：金城 H24.9.10～：金城 H24.11.14～：金城
その他	茶	H23.8.2～：金城 H23.7.8～H24.6.1解除、那木市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.18解除、全県	
カキナ	H23.3.21～4.8解除、全県	
農産物	H24.4.28～：猪苗田市、東吾妻町、綿津村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.23～：長野原町 H24.11.18～：吾妻かみ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.18解除、川内川(支流を含む。)、小川川(支流を含む。)及び練川(支流を含む。) H24.8.8～：那須県内の荒島川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)、小川川(支流を含む。)及び練川(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.18解除、川内川(支流を含む。)及び練川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉	H24.10.10～：金城 H24.9.10～：金城 H24.11.14～：金城
その他	茶	H23.8.30～H24.5.28解除、明生市
埼玉県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：猪苗田市、皆野町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：猪山町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ ショウブ、チジンゲイ、サンチュ ハセリ	H23.4.4～4.22解除、旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除、旭市 H23.4.4～4.22解除、旭市	
タケノコ	H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.6～：夷隅市、茅ヶ崎市 H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～：船橋市 H24.4.18～：鎌ヶ谷市 H23.10.11～：我孫子市、鎌ヶ谷市 H23.11.18～：船橋市 H23.12.2～：柏市 H24.4.35～：印西市 H24.4.35～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.18～：山武市 H24.11.14～：市原市 H24.5.18～：市原市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.5.18～：市原市 H24.5.18～：市原市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.11.14～：市原市	
水産物	キンブナ	H24.7.19～：平賀沼及び平賀沼に流入する河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～：金城
その他	茶	H23.8.2～：成田市 H23.8.2～7.7解除、大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除、勝浦市 H23.6.4～H24.5.25解除、八街市 H23.6.2～H24.5.28解除、野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他の茶	茶	H23.6.2～8.29解除、南足柄市 H23.6.23～9.12解除、松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除、愛川町、清川町 H23.6.23～10.26解除、相模原市 H23.6.27～10.26解除、中井町 H23.6.2～11.11解除、小田原市 H23.6.2～11.10解除、真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除、湯河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：猪谷村 H24.10.1～：小諸市、飯田市 H24.10.11～：飯田市	
静岡県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年12月6日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～下記の地域以外	
野菜	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.4.13～：飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～：南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※ [] の箇所は摂取制限の対象